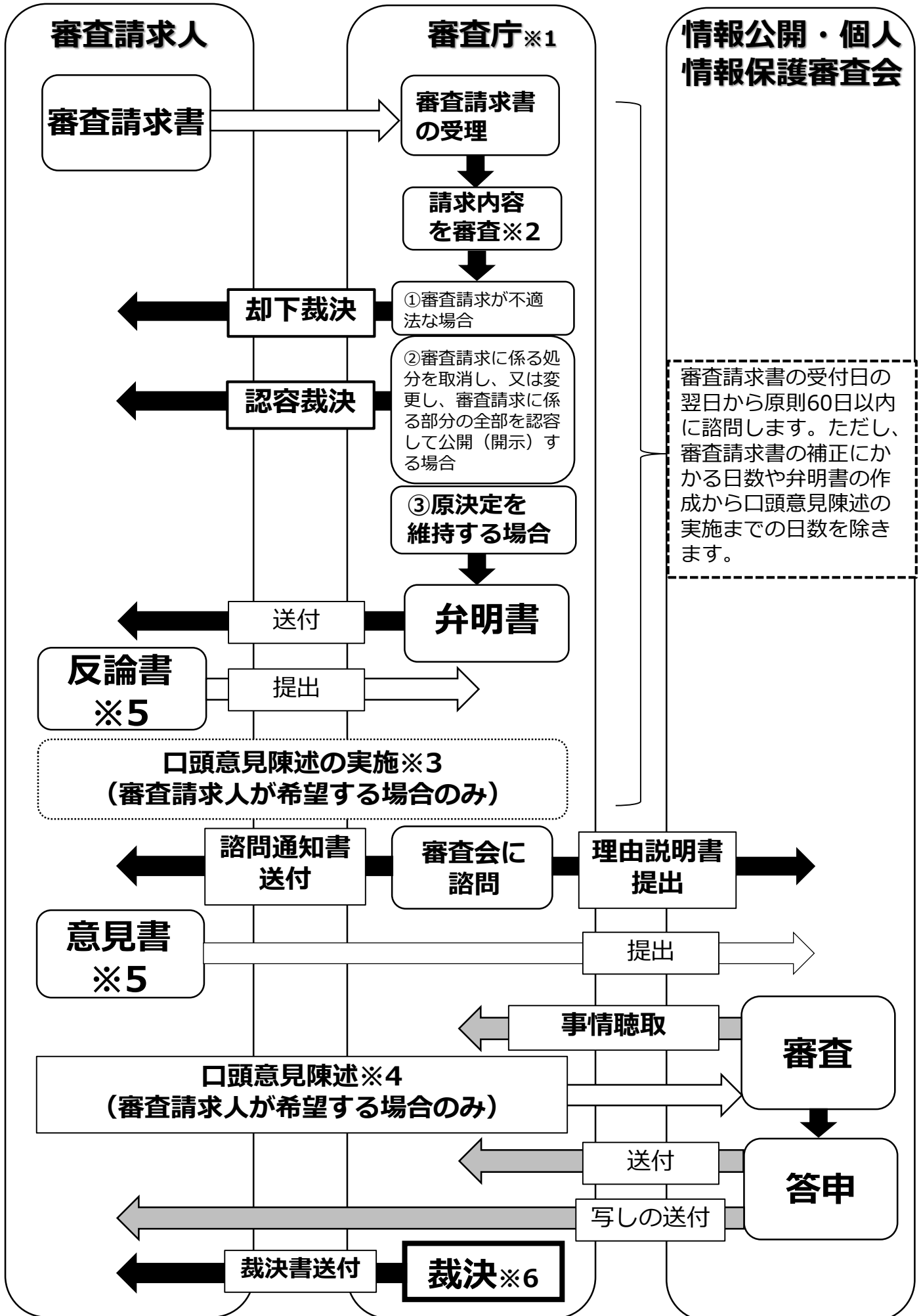


公文書公開請求・個人情報開示請求における審査請求手続の流れ



※1 処分を行った実施機関が審査庁となりますので、審査請求書は処分を行った担当課へ提出してください。ただし、公営企業管理者（交通局、水道局、病院局）及び消防長が行った処分については、札幌市長が審査庁となるため、総務局行政部行政情報課に提出してください。

※2 審査請求書に不備がある場合は、期限を定めて補正を命じます。

※3 行政不服審査法第31条第1項に基づく口頭意見陳述

処分を行った実施機関に対し、審査請求に関する質問や意見を述べる場になります。

（行政不服審査法第9条第3項による読替え後）

第31条第1項 審査請求人又は参加人の申立てがあつた場合には、審査庁は、当該申立てをした者（中略）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。

第2項 前項本文の規定による意見の陳述は、審査庁が期日及び場所を指定し、全ての審理関係人（処分庁等が審査庁である場合にあつては、審査請求人及び参加人）を招集させるものとする。

（第3項及び第4項省略）

第5項 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査庁の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

※4 情報公開・個人情報保護審査会条例第15条第1項に基づく口頭意見陳述

審査会に対し、審査請求に関する意見を述べる場になります。

第15条第1項 審査会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

※5 反論書及び意見書の提出は必須ではありません。弁明書又は理由説明書に対する反論や付け加えたい意見等がある場合は提出してください。

※6 裁決は、原則答申を受けてから30日以内に行います。ただし、審査請求に係る処分を妥当とする答申以外の答申の場合は、60日以内に行います。